

水痘注意報の発令について（速報値）

令和 8 年 7 月 3 0 日（木） 1 5 時 0 0 分

北海道胆振総合振興局保健環境部
保健行政室（北海道室蘭保健所）
電 話：0 1 4 3－2 4－9 5 2 8

道では感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律に基づき感染症発生動向調査を実施しておりますが、令和 8 年第 3 0 週（令和 8 年 7 月 2 0 日～7 月 2 6 日）において、室蘭保健所管内の定点あたりの水痘患者報告数が、注意報基準である 1 人以上となりましたので、まん延を防止するため注意報を発令します。

今後、室蘭保健所管内において流行がさらに拡大する可能性がありますので、感染予防に努めるようお願いいたします。

記

1 水痘とは

水痘は、水痘帯状疱疹ウイルスの初回感染によって引き起こされる疾患で、感染成立後約 2 週間程度の潜伏期間を経たのちに発疹・発熱などの症状が出現します。多くは発疹がかさぶたになって（痂皮化）治癒しますが、一部は脳炎・肺炎・肝炎などと合併し、重症化することもあります。治癒した後もウイルスは神経節に潜み、のちに帯状疱疹を引き起こす原因となります。

とくに抵抗力の弱い乳幼児や高齢者、薬剤などの影響で免疫力が低下している人が感染した場合、重症化しやすいので、注意が必要です。

2 水痘の感染予防

水痘の原因病原体である水痘帯状疱疹ウイルスは飛沫核感染（空気感染）するため、患者との接触を避ける以外に有効な予防法はありません。平成 2 6 年 1 0 月より水痘ワクチンが定期接種となっており、1 回の接種により重症化を、2 回の接種により発症を防ぐと考えられています。

学校保健安全法施行規則により、全ての発疹がかさぶたになる（痂皮化）まで出席停止と定められています。

3 その他

（1）最近 5 週間における定点医療機関あたりの患者報告数（表示は、「患者/定点」単位：人）

	第 26 週 (6/22～6/28)	第 27 週 (6/29～7/5)	第 28 週 (7/6～7/12)	第 29 週 (7/13～7/19)	第 30 週 (7/20～7/26)
室蘭保健所	6 (1.5)	1 (0.25)	0 (－)	1 (0.25)	5 (1.25)※
全 道	64 (0.65)	30 (0.30)	31 (0.32)	38 (0.38)	集計中
全 国	949 (0.42)	719 (0.32)	867 (0.38)	集計中	集計中

※第 30 週の患者報告数は速報値。

全道の水痘流行状況は、北海道感染症情報センターのホームページでご覧になれます。

(URL: <https://www.iph.pref.hokkaido.jp/kansen/index.html>)

（2）水痘注意報・警報とは

厚生労働省の感染症発生動向調査により把握した、室蘭保健所管内の小児科定点医療機関を受診した水痘患者数が、国立感染症研究所において設定した注意報・警報レベルの基準値に達したときに発令し、大きな流行の発生や継続が疑われることを示しています。

<水痘の注意報・警報レベル>

	注意報レベル	警報レベル	
	基準値	開始基準時	終息基準値
定点あたりの患者数（人）	1	2	1

※ 警報は定点あたりの患者報告数が終息基準値未満となった場合、注意報は定点あたりの患者報告数が基準値未満となった場合に自動的に解除されます。